

スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

平成 31 年 3 月
文部科学大臣決定

目次

はじめに	1
第1. ドーピング防止活動の推進に関する意義等	2
1. ドーピング防止活動推進法制定の意義	2
2. 定義	4
3. ドーピング防止活動等に関する基本理念	5
4. ドーピング防止活動に関する組織と役割	6
5. スポーツにおけるドーピングの禁止	8
第2. ドーピング防止活動の推進に関する基本的事項	9
1. 人材の育成及び確保	9
2. 研究開発の促進	9
3. 教育及び啓発の推進等	10
4. スポーツにおけるドーピングに関する情報等	12
5. 国際協力の推進等	14
第3. その他ドーピング防止活動の推進に関する必要な事項	15
1. ドーピング・コントロール活動の実施等	15
2. プロスポーツにおけるドーピング防止に関する取組	16
3. 栄養補給剤に関する情報の提供及び指導	16
4. スポーツ施設の新設、改修に当たっての対応	17
第4. その他	17

はじめに

スポーツは世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である。全ての人々が自発的に、安全かつ公正な環境の下でスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができ、機会を確保することは、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）が求める基本理念である。

スポーツにおけるドーピングはスポーツ基本法の求めるこの基本理念と根本的に相容れない。スポーツにおけるドーピングは、スポーツ選手自身に重大な健康被害をもたらしかねない行為であるとともに、人間の可能性の極限を追求するスポーツ選手の不断の努力を踏みにじる行為である。スポーツにおけるドーピングは、公正な環境の下でスポーツが行われていると信じる社会の信頼を裏切り、他者を尊重し、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う必要のある青少年にとって悪影響を及ぼすのみならず、社会の発展に多様な形で貢献するスポーツの価値を損ない、国家に対する国際的な信用・信頼をも揺るがしうる。

このようなことから、スポーツにおけるドーピングの撲滅に向けて国内外で様々な取組が進められている。我が国は、世界ドーピング防止機構（以下「WADA」という。）¹の設立に深く関与し、設立当初よりアジア地域を代表する理事国として、更には常任理事国として国際的なドーピング防止活動に大きく貢献してきた。国内的にも、政府は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）のスポーツにおけるドーピング防止に関する国際規約（以下「国際規約」という。）、スポーツ基本法、スポーツ基本計画及びスポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン等に基づき、WADA、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）等の関係機関と連携しながら、スポーツにおけるドーピングの防止に向けて教育・啓発活動、研究開発活動及び国際連携活動等の各種施策に取り組んできており、また公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ競技会運営団体も、JADA と協力しながら、スポーツにおけるドーピングの防止に向けた各種取組を推進してきている。

他方で、世界では、このようなドーピング防止活動をかいくぐろうとするドーピングの悪質化・巧妙化も進行しており、ドーピング防止活動自体もそのような動きに対応できるように高度化を図る必要がある。

¹ 1999 年（平成 11 年）11 月 10 日にスイスの法令に基づいて設立された当該名称の法人をいう。

このような背景を踏まえ、2018年（平成30年）6月に、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成30年法律第58号。以下「ドーピング防止活動推進法」という。）が可決・成立した。スポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、ドーピング防止活動推進法第11条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定める²ものである。

第1. ドーピング防止活動の推進に関する意義等

1 ドーピング防止活動推進法制定の意義

スポーツにおいてドーピングの撲滅は最重要課題の一つであり、国際的には、1999年（平成11年）、各国のスポーツ関係者と政府関係者の協力のもと、世界各国におけるスポーツにおけるドーピングの根絶と公正なドーピング防止活動の促進を目的として、国際的なドーピング検査基準の統一やドーピング防止規則違反に対する制裁手続の統一等を行うための国際的な機関としてWADAが設立され、世界的なドーピング防止活動の推進体制の整備が行われている。

我が国では、2001年（平成13年）9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構³が設立され、国内におけるドーピングの検査及びドーピングの防止に関する普及・啓発を実施してきたところである。

このような中、ユネスコでは、スポーツにおけるドーピングの撲滅を目指して、2005年（平成17年）10月に開催された第33回ユネスコ総会において、WADAを中心とした国内及び世界レベルでの協力活動における推進・強化体制の確立を目的とした国際規約が採択され、我が国は2006年（平成18年）12月に国際規約を締結し、2007年（平成19年）2月1日に発効した。このことを受け、文部科学省では、国際規約の義務を確実に履行し、我が国におけるドーピング防止活動の一層の推進を図るため、2007年（平成19年）5月9日にスポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドラインを策定し、WADAとの連携・協力を図るとともに、同ガイドラインにおいて我が国の国内ドーピング防止機関に指定したJADAと連携し、国内のドーピング防止活動を推進してきたところである。

² スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（抜粋）
（基本方針）

第11条 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

³ 2011年（平成23年）4月1日より公益財団法人

2011年（平成23年）には、第177回国会においてスポーツ基本法が成立した。この法律は、1961年（昭和36年）に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたものである。

この中でドーピング防止活動の推進が位置づけられ⁴、このことが、我が国におけるドーピング防止活動の推進に大きく寄与してきた。また、第183回国会において独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）が改正され、センターの業務に、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する業務、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する業務その他のスポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするため必要な業務を行うことが追加され、センターは、JADAと連携し我が国のドーピング防止活動を推進してきている。

スポーツにおけるドーピングの防止に関する世界的な統一ルールとしては、世界アンチ・ドーピング規程があり、2003年（平成15年）に策定されてから2度の改定を経ている。現行の規程は、2015年（平成27年）1月に改定されたもので、同規程の第22.2項⁵において、各国政府は、ドーピング防止機関との協力及び情報共有並びにドーピング防止機関間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続をとるよう定められた。

このような背景の中、スポーツ基本法及び国際規約の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的として、2018年（平成30年）6月、ドーピング防止活動推進法が成立した。

⁴ スポーツ基本法
（ドーピング防止活動の推進）

第29条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

⁵ 世界アンチ・ドーピング規程 第22.2項

各国政府は、本規程の定めに従い、アンチ・ドーピング機関との協力及び情報提供並びにアンチ・ドーピング機関の間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を定める。

2 定義

基本方針における用語の定義は、ドーピング防止活動推進法第2条の定義の例によるほか次の通りとする。

ただし、我が国におけるドーピング・コントロールは、全ての段階及び過程について、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に基づき実施され、それらの段階及び過程において用いられる定義は、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程の定義に準拠する。

- (1) 「世界アンチ・ドーピング規程」とは、WADAが2003年（平成15年）3月5日にコペンハーゲンで採択され、その後2度の改定を経て2015年（平成27年）1月1日に発効した規程をいう。
- (2) 「日本アンチ・ドーピング規程」とは、世界アンチ・ドーピング規程に準拠してJADAが定めた規程をいう。
- (3) 「検査及びドーピング調査に関する国際基準」とは、WADAが承認する検査及びドーピング調査に関する手続き等を定めた基準をいう。
- (4) 「ドーピング・コントロール」とは、居場所情報の提出、検体の採取及び取扱い、認定分析機関における分析、TUE⁶、結果の管理並びに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から不服申し立ての最終的な解決までの全ての段階及び過程をいう。
- (5) 「検査」とは、ドーピング・コントロール過程のうち、検査の企画・立案、検体の採取及び取扱い並びに認定分析機関への検体の輸送をいう。
- (6) 「無通告」とは、スポーツ選手に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から検体の提供までの間、スポーツ選手に対して継続して付添人を付けることをいう。
- (7) 「サポートスタッフ」とは、競技会に参加し、又はそのための準備を行うスポーツ選手と共に行動し、支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チームスタッフ又は医療を提供する医療従事者などのスポーツ選手を支援する全ての者をいう。
- (8) 「助成金交付団体等」とは、国内ドーピング防止機関及びスポーツ競技会運営団体に対して、財政支援その他の支援を行う者（独立行政法人、公益法人、地方公共団体等）をいう。

⁶ 治療使用特例（TUE）：世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された「治療使用特例に関する国際基準」

(9)「アンチ・ドーピング規則違反」とは、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に「アンチ・ドーピング規則違反」として第 2.1 項から第 2.10 項に定められている一又は二以上のアンチ・ドーピング規則に対する違反が発生することをいう。

(10)「インテリジェンス活動」とは、検体分析のみによらずにアンチ・ドーピング規則違反を特定するため、又は検査の企画・立案の精度を高めるために行われる情報の収集、分析及び評価活動をいう。このうち特に検体分析のみによらずにアンチ・ドーピング規則違反を特定するための活動をドーピング調査という。

3 ドーピング防止活動等に関する基本理念

第3条 ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されることを旨として、推進されなければならない。

2 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

3 ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

4 ドーピング防止活動は、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。

ドーピング防止活動は、ドーピング防止活動推進法第3条においてその理念が規定されており、具体的な内容は以下に沿って推進する必要がある。

- ・スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されることを第一に、推進されなければならない。
- ・我が国におけるドーピング・コントロールは、検査配分計画の立案から不服申し立ての最終的な解決までの全ての段階及び過程について、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に基づき実施されなければならない。
- ・ドーピングの検査の実施においては、組織的介入の可能性を排除し、公平性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。特に、検査の実施に係る方針の策定においては、中立性が確保される体制の下で実施されなければならない。
- ・ドーピング防止活動はスポーツ競技会運営団体が主体的に取り組むことが重要であり、団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。
- ・スポーツの実施形態は、競技スポーツ、生涯スポーツ、興業を目的とするスポーツのほか、各学校段階におけるスポーツなど多様であり、競技の特性によってスポーツにおけるドーピングの態様も異なることから、ドーピング防止活動はこのようなスポーツの多様性に配慮しつつ推進しなければならない。

4 ドーピング防止活動に関する組織と役割

第5条 国は、第3条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成13年9月16日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。以下「日本アンチ・ドーピング機構」という。）と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

第7条 スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

第8条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

- (1) 国は、ドーピング防止活動推進法第5条に基づき、文部科学省、特にスポーツ庁が中心となりドーピング防止活動推進法第3条の基本理念にのっとり、ドーピング防止活動を推進する。また、国はドーピング防止活動に対し、必要な支援を行うものとする。
- (2) 文部科学省は、国際規約の義務を履行するため、国際規約第7条に基づき、我が国における国内ドーピング防止機関として、JADAを指定する。
- (3) JADAは、我が国におけるドーピング防止活動に係る国内ドーピング防止機関として、世界アンチ・ドーピング規程に従って日本アンチ・ドーピング規程を定め、当該規程にのっとり、ドーピング・コントロールの計画、調整、実施、監視及び改善指示を行う権限を有し、その責任を負う。また、教育及び予防プログラムの計画及び実施並びにインテリジェンス活動等を通じたドーピング防止活動を行う。
- (4) センターは、我が国におけるドーピング防止活動における中核的な機関の一つとして、JADA等の関係機関と連携を図り、インテリジェンス活動等の実施（ドーピング通報窓口の運用を含む。）及び日本アンチ・ドーピング規律パネル⁷（以下「規律パネル」という。）の運用等を通じて、スポーツ競技大会における公正性の確保に努める。

⁷ 外部有識者で構成され、聴聞会で当事者の主張を聴いた上で、アンチ・ドーピング規則違反についてその事実の有無を認定し、措置を決定する機関

- (5) スポーツ競技会運営団体は、日本アンチ・ドーピング規程を遵守するとともに、JADA との協力と連携の基に、ドーピング検査並びにスポーツ選手及びサポートスタッフに対する教育啓発活動に主体的に取り組む。また、ドーピング防止活動の実効性を高める上で、ドーピング検査及び教育啓発活動の両面におけるスポーツ競技会運営団体の主体的な関与と、JADA との適切な役割分担が重要なため、ドーピング防止活動推進担当者の設置に努めるとともに、センターの実施するドーピング防止活動に協力する。
- (6) スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。
- (7) WADA の認定を受けた施設（以下「認定分析機関」という。）は、ドーピングの検査における検体分析を行うものとする。
- (8) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定及び実施するよう努めるものとする。
- (9) その他公正なスポーツ活動を推進する団体は、基本理念にのっとり、中立、公正なドーピング検査活動の実施及び健全なスポーツ環境の確保に努めるものとする。

5 スポーツにおけるドーピングの禁止

第4条 国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。

2 国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。

- (1) スポーツにおけるドーピングは従来よりスポーツにおける不正行為とされ、ドーピング防止活動推進法施行後も引き続き世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に基づきアンチ・ドーピング規則違反としての措置の対象となる。
- (2) 加えて、ドーピング防止活動推進法施行後は、ドーピング防止活動推進法第2条第3項に規定する文部科学省令で定める国際規約に違反する行為は、スポーツにおけるドーピングとしてドーピング防止活動推進法第4条において明確に禁止行為として規定され、不正の目的を持ってスポーツにおけるドーピングを行うことは違法行為となる。

第2. ドーピング防止活動の推進に関する基本的事項

1 人材の育成及び確保

第12条 国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保が図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

毎年、国内においても様々な競技会が開催されており、ドーピングの検査は、日々実施されている。このため、ドーピング検査員及びこれを補助する者など、ドーピング防止活動を担う人材の育成を確実に実施していく必要がある。また、国際競技大会においては、国際的な対応ができることが必要であるが、この能力を満たす人材が不足しているため、ドーピング検査員をはじめとする人材の育成及び能力の向上が必要である。また、スポーツ競技会運営団体等が教育及び啓発を実行する上での人材の育成及び資質の向上も必要である。このため国は、JADA等と連携し、ドーピング検査員並びに教育及び啓発に係る人材の育成、資質向上等を図るための研修を推進する。

2 研究開発の促進

第13条 国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

巧妙化するドーピング技術に適切に対応するため、新たな分析技術の開発など研究活動の強化が必要である。また、ドーピングの検査をスポーツ選手に対する負担の少ない形で実施することも重要である。このため国は、JADA、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、最新の検査方法等の開発について研究活動を支援することにより、巧妙化・高度化するドーピングの検出やスポーツ選手の負担軽減の実現を図る。

(1) ドーピングの防止に関する研究の促進

JADA、大学、研究機関等は、以下の事項に関するドーピングの防止に関する研究が促進されるよう努める。

- (a) ドーピングの予防、物質の検出方法、行動的及び社会的問題並びに健康に対する影響に関する研究
- (b) 人間の尊厳及び人権を尊重し、科学的な知見に基づく生理学的及び心理学的計画を企画立案する方法及び手段に関する研究
- (c) 科学的な発展により新たに発見された物質及び方法の使用に関する研究

(2) ドーピングの防止に関する研究の実施にあたって配慮すべき事項

(1)に掲げるドーピングの防止に関する研究を実施するにあたっては、以下の点に配慮する。

- (a) 国際的な倫理的慣行を遵守すること。

(b) スポーツ選手に対する禁止物質の投与、使用及び禁止方法の使用を回避すること。

(c) 研究成果の悪用又はスポーツにおけるドーピングへの応用に対する予防措置を講じること。

(3) ドーピングの防止に関する研究成果の共有

(1) に掲げるドーピングの防止に関する研究を実施する者は、国際的なドーピング防止活動の促進の観点から、国内で実施されたドーピングの防止に利用可能な研究成果を、国内外の法令等を遵守した上で、諸外国及び WADA との間で共有するよう努める。

3 教育及び啓発の推進等

第14条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

我が国におけるドーピング防止規則違反確定率は国際的に見て低いものの毎年数件のドーピング防止規則違反が発生している（禁止物質が含まれた治療薬や栄養補給剤の誤った摂取が原因となった違反など）。また、近年ではトップレベルのスポーツ選手における違反事例が発生していることに鑑み、より実効性を高めるための取組が求められる状況にある。

こうしたことから、スポーツ選手やサポートスタッフはもとより、医師・薬剤師等を含めた幅広い層に対する教育及び啓発の更なる充実が必要である。このため、スポーツ選手やサポートスタッフ、医師や薬剤師等の幅広い層に以下のような教育及び啓発並びに学校における指導及び啓発を推進する必要がある。

(1) 教育及び研修の実施

(a) スポーツ愛好者など広く国民一般に対する教育及び啓発

国は JADA と連携し、ドーピングの防止に関する意識向上が図られるよう、スポーツ愛好者など広く国民一般に対して次に掲げる事項に関して教育及び啓発を実施する。

- ・スポーツにおける倫理的価値に対するドーピングの害
- ・ドーピングの健康に対する影響

(b) スポーツ選手及びサポートスタッフ等に対する教育及び研修

国、JADA、スポーツ競技会運営団体等は、特にスポーツ選手及びサポートスタッフに対して、(a) に掲げる事項に加えて、次に掲げる事項に関しても教育及び研修並びに情報提供に係る事業を継続的に実施する。

- ・スポーツの社会的機能及び価値並びにこれらにおけるスポーツ選手の役割
- ・ドーピング・コントロールの手續
- ・ドーピングの防止に関するスポーツ選手の権利及び責任
- ・世界アンチ・ドーピング規程に基づく禁止表国際基準及び TUE

(2) 教育及び研修への参加・協力等

国、JADA、スポーツ競技会運営団体等は、スポーツ選手及びサポートスタッフが、ドーピングの防止の推進を目的としたシンポジウムや研修会などに積極的に参加するよう奨励する。

JADA は、スポーツ競技会運営団体と連携し、実効性のあるドーピング防止計画に関する情報、専門知識及び経験の共有を図る。

【再掲】

(スポーツ競技会運営団体の努力)

第7条 スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第8条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(地方公共団体の努力義務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

4 スポーツにおけるドーピングに関する情報等

第15条 国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

ドーピング防止活動推進法第2条第3項のスポーツにおけるドーピングに該当する行為には、ドーピングの検査だけでは捕捉できない行為が含まれ、このような行為の防止を図る上では国内外の関係機関間の情報の共有が重要となる。2015年（平成27年）1月に世界アンチ・ドーピング規程が改定され、各国政府はドーピング防止機関との協力及び情報の共有並びにドーピング防止機関間のデータ共有のために法令、規制、政策又は行政事務手続を定めることが規定されている。

(1) 関係機関間における情報の共有を図るための施策

国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、ドーピング防止活動に関連する情報を扱う国の行政機関、センター、JADA 及び WADA 等が情報を共有できる仕組みを構築することが必要である。

ただし、情報の共有を行う際には、本人の同意がある場合を除き要配慮個人情報⁸を含まないものとする。

(2) 関係行政機関の長に対する情報の照会等

文部科学大臣は、ドーピング防止活動推進法の目的を達成するために必要があると認めるときに、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力（以下「情報の照会等」という。）を求めることができる。ドーピング防止活動推進法第15条第2項は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものである。

文部科学大臣は、情報の照会等に先立って、関係行政機関の長と、利用目的、利用する業務の範囲等について書面を取り交わすものとする。ただし、情報の照会等を行う際には、本人の同意がある場合を除き要配慮個人情報を含まないものとする。

⁸ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）

第2条第4項 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

文部科学大臣が情報の照会等を行う際には、その情報の範囲が際限なく広がることのないよう留意し、目的の達成に必要な範囲に特定して行うものとする。また、スポーツにおけるドーピングに関する個人情報の漏えいや不正な目的外使用等を防止する措置については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の諸規定を遵守する。

文部科学大臣が取得した情報の提供をセンター等の第三者に対し行う際は、ドーピング防止活動推進法の目的を達成するため必要があり、かつ、その目的の達成に必要な範囲に限るものとする。

情報の提供を受けるセンター等第三者においては、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）、又は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の諸規定を遵守する。

5 国際協力の推進等

第16条 国は、前条第1項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

国際規約においては、ドーピング防止機関とスポーツ競技会運営団体との協力が奨励されている。このため、我が国においても国際的なドーピング防止活動に貢献し、特にアジア地域においてリーダーシップを発揮するため、国は、センター及び JADA と協同して WADA 等と連携し、ドーピング防止教育の国際展開やアジア地域における人材育成など、国際的なドーピング防止活動に貢献することができるよう必要な施策を講ずる。

(1) 関係団体間における協力

国は、センター、JADA 及びスポーツ競技会運営団体と連携し、他の国際規約締約国の管轄するドーピング防止機関との協力関係及びスポーツ競技会運営団体相互間における協力関係を推進する。

(2) ドーピング・コントロールにおける国際協力

JADA は、スポーツ選手に無通告で検査が行われ、検体が分析のための認定分析機関へ円滑に輸送される場合にのみドーピング・コントロールが効果的であると認識し、以下の点に努める。

- (a) スポーツ選手が国内外を問わず、ドーピング防止機関によるドーピング・コントロールを受け入れ、ドーピング・コントロールが円滑に実施されるようスポーツ競技会の主催者及び主管団体等に働きかけること。
- (b) 検体の安全性及び信頼性を確保し、国境を越える発送又は運搬が速やかに行われるようドーピング・コントロールに協力すること。
- (c) ドーピング防止機関が実施する様々なドーピング・コントロールに関する国際的な連携を支援し、WADA へ協力すること。
- (d) 自国の認定分析機関と他国の認定分析機関との間の協力を促進すること。他国において新たに認定分析機関が設立される際に、要望があれば、必要な経験及び技術支援などを行うよう奨励すること。
- (e) 他国のドーピング防止機関との相互の検査に関する手続きについて定めること。

第3. その他ドーピング防止活動の推進に関する必要な事項

ドーピング防止活動推進法に基づくドーピング防止活動を推進するためのその他必要な事項については以下のとおりである。

1 ドーピング・コントロール活動の実施等

(1) ドーピング・コントロール活動の実施

文部科学省は、基本方針第1の4で我が国における国内ドーピング防止機関として、JADAを指定している。JADAは、世界アンチ・ドーピング規程に従って日本アンチ・ドーピング規程を定め、当該規程にのっとり、ドーピング・コントロールの計画、調整、実施、監視及び改善の指示を行う権限を有する。

また、スポーツ競技会運営団体は、世界アンチ・ドーピング規程並びに検査及びドーピング調査に関する国際基準並びに日本アンチ・ドーピング規程に従ったドーピング・コントロールが実施されるよう、JADAの活動に協力することとする。特に、スポーツ競技会における適切なドーピング検査室の確保は、スポーツ選手のプライバシー保護に係る重要な事項であることに鑑み、スポーツ競技会運営団体は、検査の実施を支援する人材の確保とともに適切な検査室の確保に努めるものとする。また、スポーツ選手及びサポートスタッフに対するドーピング防止活動の推進に努めるものとする。このほか、スポーツ競技会運営団体は、ドーピング防止活動推進法の基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(2) アンチ・ドーピング規則違反となったスポーツ選手及びサポートスタッフ等に対する財政支援等の停止

アンチ・ドーピング規則違反による制裁は世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程に従って決定される。制裁決定後、資格停止を受けるスポーツ選手及びサポートスタッフに対して財政支援を行っている助成金交付団体等は、資格停止を受けたスポーツ選手及びサポートスタッフ等の資格が停止されている間、財政支援を停止するなど適切に対応する。

文部科学省及び助成金交付団体等は、スポーツ競技会運営団体等が世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守していないと認められる場合又は基本方針に則していないと認められる場合、当該団体等に対する財政支援その他の支援の一部又は全部を停止するなど、適切に対応する。

2 プロスポーツにおけるドーピング防止に関する取組

プロスポーツについては、青少年のスポーツへの関心を高め、スポーツの裾野を広げる役割を果たすなど、社会に与える影響が大きいこと、また、国際的な規模のスポーツ競技会において、プロスポーツ選手が参加できる競技が増加している状況などに鑑み、国は、各プロスポーツ団体に対して、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程における理念等を踏まえ、ドーピング防止に関する適切な行動規範などを定め、ドーピング防止活動に努めることを求める。なお、国は、各プロスポーツ団体が我が国における国内ドーピング防止機関である JADA と連携をしつつ活動を推進するよう努めることを求めるものとする。

3 栄養補給剤に関する情報の提供及び指導

栄養補給剤（いわゆるサプリメント）は、含まれている成分（原材料）全てを表記することが義務付けられていないことから、製品のラベル表示を確認しただけでは含まれている成分（原材料）等を全て確認することができないという事情がある。

このため、例え禁止物質の摂取を意図していなくても、検査によって禁止物質が検出された場合は、アンチ・ドーピング規則違反を問われることになることから、スポーツ選手は栄養補給剤の安易な摂取を避けるべきであり、スポーツ選手を支援する者もスポーツ選手の摂取を安易に勧めることを避けるべきである。

しかしながら、栄養補給剤は身近なものとなってきた現状もあるため、栄養補給剤の生産者及び流通業者等が広く連携して、スポーツ競技会運営団体等の意見を取り入れ、スポーツにおけるドーピングの防止の観点からの製品の品質、安全性、禁止物質混入リスクの管理に関する枠組みを確立し、自発的に同枠組みに関するガイドラインを定め、これに基づいて栄養補給剤の製品の品質安全性、禁止物質混入リスクに関する情報の発信等を適切に実施することが期待される。

また、製品の品質、安全性、禁止物質混入リスクに関する情報の発信にあたっては、ドーピング防止活動に関する中立的な第三者が対応することが望ましい。

スポーツ競技会運営団体は、それらの情報を活用したスポーツ選手等に対する指導を行うことが求められる。

4 スポーツ施設の新設、改修に当たっての対応

国、地方公共団体及びスポーツ競技会運営団体等は、国際競技大会等の開催が想定されるスポーツ施設を設置又は改修する際に、ドーピング検査室の設置に留意するよう努めなければならない。

第4. その他

基本方針は2019年（平成31年）3月14日から施行する。

「スポーツにおけるドーピングの防止に関するガイドライン（平成19年5月9日文科科学省）」は、基本方針の施行日（2019年（平成31年）3月14日）をもって廃止する。

参考資料

- スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 58 号）
- スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）（関係箇所抜粋）
- 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）（関係箇所抜粋）
- 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（関係箇所抜粋）

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 基本方針（第十一条）
- 第三章 基本的施策（第十二条—第十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（以下「国際規約」という。）の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国際競技大会等出場スポーツ選手」とは、国際競技大会等（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会をいう。第十五条第一項において同じ。）に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。）をいう。

2 この法律において「スポーツ競技会運営団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって、スポーツの競技会の準備及び運営を行うものをいう。

3 この法律において「スポーツにおけるドーピング」とは、禁止物質（スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させる効果を有するためスポーツにおける使用を禁止すべき物質として文部科学省令で定める物質をいう。）の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為（以下この項において「禁止物質の使用等」という。）、禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査（禁止物質の使用等に係る検査に関する計画の立案、国際競技大会等出場スポーツ選手からの検体の採取、当該検体の保管及び当該検体の輸送を含む。以下同じ。）を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部科学省

令で定める行為をいう。

- 4 この法律において「ドーピング防止活動」とは、ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動をいう。

(基本理念)

第三条 ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

- 3 ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

- 4 ドーピング防止活動は、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。

(スポーツにおけるドーピングの禁止)

第四条 国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。

- 2 国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(日本スポーツ振興センターの役割)

第六条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）は、国及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。以下「日本アンチ・ドーピング機構」という。）と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(スポーツ競技会運営団体の努力)

第七条 スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(地方公共団体の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第十二条 国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保が図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の促進)

第十三条 国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び啓発の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有等)

第十五条 国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(国際協力の推進等)

第十六条 国は、前条第一項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

スポーツにおける使用を禁止すべき物質及び国際規約に違反する行為を定める省令

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(禁止物質)

第二条 法第二条第三項の文部科学省令で定める物質は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約（次条において「ドーピング防止国際規約」という。）附属書Ⅰ二千十九年の禁止表（二千十九年一月一日に効力を生じる世界ドーピング防止規範）に掲げるものとする。

(国際規約に違反する行為)

第三条 法第二条第三項の文部科学省令で定める行為は、次に掲げるものとする。ただし、ドーピング防止国際規約附属書Ⅱ治療目的使用に係る除外措置の許与に関する基準及び手続（世界ドーピング防止機構（WADA）の「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」（二千十九年一月一日発効）から抜粋）に定める治療目的使用に係る除外措置が許与される場合は、この限りでない。

- 一 禁止物質の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為
- 二 禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為
- 三 ドーピングの検査を妨げる行為
- 四 ドーピング防止国際規約第二条第三項に定める行為（前各号に掲げるものを除く。）

附 則 （平成三十年十月一日文部科学省令第三十号）

この省令は、法の施行の日（平成三十年十月一日）から施行する。

附 則 （平成三十年十二月二十一日文部科学省令第三十三号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）（関係箇所抜粋）

（個人情報の保有の制限等）

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（正確性の確保）

第五条 行政機関の長（第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（行政機関非識別加工情報（行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第二項において同じ。）及び削除情報（第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十条第二項第五号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第八条及び第十二条第一項において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報（行政機関非識別加工情報及び削除情報に

該当するものを除く。次条、第三十八条、第四十八条、第五十条及び第五十一条において同じ。)の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(従事者の義務)

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情

報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第六条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年年法律第 59 号）
（関係箇所抜粋）

（個人情報の保有の制限等）

第三条 独立行政法人等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 独立行政法人等は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 独立行政法人等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第四条 独立行政法人等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（適正な取得）

第五条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第六条 独立行政法人等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報（独立行政法人等非識別加工情報（独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。次条第二項において同じ。）及び削除情報（第四十四条の二第三項に規定する削除情報をいう。次条第二項及び第十一条第二項第三号の三において同じ。）に該当するものを除く。次条第一項、第九条及び第十二条第一項において同じ。）が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有

個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報（独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報に該当するものを除く。次条、第三十八条及び第四十七条において同じ。）の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第八条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

一 個人情報の取扱いに従事する独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者

二 前条第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

（利用及び提供の制限）

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 独立行政法人等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、

保有個人情報の利用目的以外の目的のための独立行政法人等の内部における利用を特定の役員又は職員に限るものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十条 独立行政法人等は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

第五十条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者
- 二 第七条第二項若しくは第四十四条の十五第二項の受託業務に従事している者又は従事していた者

第五十一条 前条各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 独立行政法人等の役員又は職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十四条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（関係箇所抜粋）

（利用目的の特定）

第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的による制限）

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第十七条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該要配慮個人情報、本人、国の機関、地方公共団体、第七十六条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

六 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(データ内容の正確性の確保等)

第十九条 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第二十条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければな

らない。

(従業者の監督)

第二十一条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第二十二条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

五 本人の求めを受け付ける方法

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あら

かじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

- 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。
- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
 - 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第二十四条 個人情報取扱事業者は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この条において同じ。）に個人データを提供する場合には、前条第一項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者（第二条第五項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏

名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれか（前条の規定による個人データの提供にあつては、第二十三条第一項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十三条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名

二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

（保有個人データに関する事項の公表等）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かななければならない。

一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称

二 全ての保有個人データの利用目的（第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 次項の規定による求め又は次条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第三項の規定による請求に応じる手続（第三十三条第二項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な

事項として政令で定めるもの

2 個人情報取扱事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかでない場合

二 第十八条第四項第一号から第三号までに該当する場合

3 個人情報取扱事業者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第八十三条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第八十七条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十六条 第八十二条及び第八十三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第八十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第八十三条から第八十五条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第二項又は第五十五条の規定に違反した者

二 第五十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者